

国際私法 第1問

第1 設問1 小問1

- 1 本件では、A社が、B社に対し、債権①の弁済を求めて東京地方裁判所に訴訟提起した際に、B社が本件相殺を抗弁として主張している。そして、A社は、本件相殺における債権②については、甲国P市のP裁判所を専属的管轄裁判所とする専属的管轄合意をして本件条項があるから、かかる合意管轄（民訴法3条の7）により債権②による本件相殺の可否につき、日本の裁判所は審理判断することはできない、主張している。A社によるこの主張は認められるか。

- (1) 確かに、本件相殺は、実質的にB社がA社に対し、債権②の請求を行うものであるから、債権②につき、上述の通り、専属的管轄合意があり、その合意が民訴法3条の7の要件を満たし有効である以上、B社は本件相殺の抗弁を主張できないとも思える。

もっとも、同一当事者が互いに有する債権を相殺しうる場合にも一切相殺を認めないのは紛争解決の実効性を欠き、妥当でない。また、日本の裁判所が管轄権を有しない請求について、併合請求によれば日本の裁判所にその請求を行うことを3条の6が許容している。また、日本の裁判所が管轄権を有しない請求について、藩祖定期によれば日本の裁判所にその請求を行うことは146条3項が許容している。そこで、「本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合」には、3条の6及び146条3項を類推適用し、専属的管轄合意がされ日本の裁判所に管轄権が認められない相殺の抗弁における請求についても、日本の裁判所は審理判断することができると解する。

- (2) 本件では、本訴である債権①に対する債権②による相殺の抗弁の主張は、「防御の方法と密接に関連する請求を目的とする」ものとして、例外的に日本の裁判所に管轄権が認められる。

- 2 したがって、Aの主張は認められない。

第2 設問1 小問2

- 1 本件相殺を理由とする抗弁については、相殺の問題であるところ、法の適用に関する通則法（以下、「法」）には明文がないため、いかなる準拠法判断をするべきか。

- (1) この点、受働債権と自働債権の準拠法を累積的に適用する見解もある。もっとも、相殺の担保的機能の観点から、相殺できる可能性を限定的にするべきではない。また、相殺は債権の消滅という債権の効力の問題であり、自働債権を用いて反対債権たる受働債権を弁済し消滅させる方法である。そこで、相殺については、受働債権の準拠法によるものと解する。

- (2) B社による本件相殺においては、受働債権は、A社のB社に対する債権①であるため、債権①の準拠法による。

ア 債権①は売買契約①から生じており、契約は「法律行為」の一つであることから、

法7条以下による。

同条は、実体法が私的自治の原則を採用していることに対応し、抵触法上も当事者自治の原則を採用し、当事者の意思尊重を図るべく、法律行為当時に当事者が選択した地の法を準拠法とする。

イ 本件では、売買契約①において、準拠法を日本法に選択している。

ウ したがって、債権①の準拠法は日本法となる。

2 よって、本件相殺について、日本法によって判断されるべきである。

第3 設問2 小問1

1 C社がB社に対し、債権①の弁済を求める訴訟を提起した場合に、B社の、債権①の弁済を既にA社に対して行ったことを理由とする弁済の抗弁が認められるかについては、AからCへの債権①の譲渡がBに対して対抗力を有するかの問題であるから、債権譲渡の債務者その他第三者に対する効力の問題として、法23条による。

(1) 同条は、債権の移転は当該債権の運命であり、また、債務者の予測可能性にも資することから、譲渡に係る債権について適用すべき法を準拠法とする。

(2) 本件では、譲渡に係る債権は債権①であるところ、債権①の準拠法は上述の通り、日本法である。

2 よって、B社の抗弁が認められるかについては、日本法によって判断されるべきである。

第4 設問3 小問2

1 CとDのいずれが債権①を取得したかについては、AからCへの債権譲渡とAによる債権譲渡担保権実行によるDの債権①の取得の優劣の問題である。もっともその前提として、CとDによる債権の取得がそれぞれ第三者対抗要件を具備していなければ、体外に自己が優先されることを主張できないのであるから、Cによる債権①の取得とDによる債権①の取得が第三者対抗要件を具備しているかを検討する。

2 債権譲渡における第三者対抗要件具備の問題は、法23条による。

(1) 上述の通り、債権①の準拠法は日本法である。

(2) そして、日本法によれば、第三者対抗要件は、譲渡人たる債権者による債務者への確定日付ある証書による通知であるところ（日本民法467条2項、1項）、A社は、B社に対し、公証人が2022年2月10日の日付印を押した証書によって、債権①をC社に譲渡した旨の通知を行っている。したがって、Cの債権①の取得は、第三者対抗要件を満たす。

3 債権譲渡担保権の実行による債権の移転が第三者対抗要件の具備の問題は、債権譲渡担保権の効力の問題であるところ、法に明文がないため、いかなる判断をすべきか。

(1) この点、債権譲渡担保権は約定担保物権の一種であり、「物権」としての性質を有するため、13条による。そして、約定担保物権は、法定担保物権とは異なり、被担保債権の効力とはいえないから、被担保債権の準拠法は累積的に適用されないと解

する。もっとも、債権譲渡担保権には、13 条にいう「目的物の所在地」を観念し得ないところ、債権譲渡担保権の効力も当該債権の運命に他ならないとして、当該債権の準拠法によると解する。

- (2) 本件では、上述の通り、債権①の準拠法は日本法である。
 - (3) そして、日本民法において、債権譲渡担保権について明文はないが、債権譲渡に準じるものと解されるため、債権譲渡担保権の実行による債権の移転を第三者に対抗するには、確定日付ある証書による債権者から債務者への通知が必要であると解する。本件では、A は B 社に対し、債権譲渡担保権について何ら通知をしていないから、第三者対抗要件を具備していない。
- 4 したがって、D 社の債権取得が第三者対抗要件を具備していない以上、優劣を論ずることなく、C 社の債権取得が優先する。
- よって、C 社が債権①を取得したとの判断がされるべきである。

以上